

郡山市上下水道局安全衛生委員会要綱

昭和58年6月20日制定
平成8年4月1日一部改正
平成22年4月1日一部改正
平成28年4月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正
[上下水道局総務課]

(委員会の設置)

第1条 この要綱は、上下水道局職員（以下「職員」という。）の労働の安全及び衛生に関する事項を調査審議し、安全管理及び衛生管理の円滑な推進を図るため、郡山市上下水道局企業職員就業規則（平成7年水規則第2号）第52条の規定に基づき郡山市上下水道局安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で安全衛生に係るものに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、危険防止及び健康障害の防止に関する重要事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員14名をもって組織する。

2 委員長は、上下水道局長をもって充てる。

3 委員は、次の各号により上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が任命する。

- (1) 管理者が指名した者 7名（安全管理者、産業医、衛生管理者を含む。）
- (2) 全水道郡山水道労働組合が推薦した者 7名

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、後任者を選任する。

ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、会務を総理するとともに会議を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、原則として毎月1回開催する。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事の決定は、出席した委員の3分の2以上の一致によるものとする。

3 委員長が必要と認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議の報告)

第7条 委員長は、委員会で調査審議した結果をその都度管理者に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員会において別に定めることができる。

附 則

この要綱は、昭和58年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。